

(案)

あおもりけん 地域の子ども支援 ガイドブック

イラスト

近くにこんな家庭はありませんか？

- 最近朝食を食べていない子がいる、お風呂に入っていないようだし、同じ服ばかり着ている。
- 隣の家では親の帰りが遅く、土日働いていて子どもだけで過ごしているようだ。ご飯をちゃんと食べているのか心配だ。
- 離婚したお母さんが養育費を支払ってもらえず困っているらしい。

近くにいる「気になる」子どもとその保護者を

行政や民間で行っている支援に結び付けるためのガイドブックです。

目 次

項目	支援制度・相談窓口	ページ	
H30青森県子どもの生活実態調査結果から		1	
子育て支援	児童手当	2	
	子ども医療費助成		
	放課後児童クラブ		
	子育て世代包括支援センター		
	地域子育て支援拠点		
	子ども家庭支援センター総合相談		
	児童相談所	3	
	要保護児童対策地域協議会		
教育支援	就学援助	4	
	高等学校等就学支援金		
	高校生等奨学給付金		
	奨学金（青森県育英奨学会の奨学金、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金）		
	スクールソーシャルワーカー		
	スクールカウンセラー	5	
	24時間子供SOSダイヤル		
	生徒指導電話相談		
	すこやかほっとライン		
	教育相談		
	生活保護		6
	生活福祉資金		
たすけあい資金			
生活困窮者自立支援制度			
青森しあわせネットワーク			
民生委員・児童委員	7		
法テラス青森			
ハローワーク			
ひとり親家庭向けの支援	児童扶養手当	8	
	ひとり親家庭医療費助成		
	母子・父子自立支援員		
	自立支援教育訓練給付費補助金		
	高等職業訓練促進給付費等補助金		
	母子父子寡婦福祉資金		
	就業相談、就業支援講習会、就業情報提供		
	日常生活支援事業		
子どもの居場所	子どもの居場所とは？	9	
	子どもの居場所づくりコーディネーター		
	「みんなの居場所」の情報		
子ども支援の「教育」と「福祉」の連携の事例		10	
市町村子どもの貧困対策担当課、県・市福祉事務所電話番号			

H30 青森県子どもの生活実態調査結果から

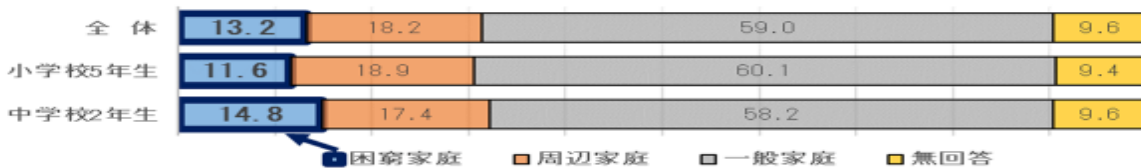
子どもの貧困は単なる経済的困窮だけにとどまらず、様々な要因が複合的につながっているとわれていることから、県ではその実態を多面的に把握するため、平成30年度に「青森県子どもの生活実態調査」を実施しました。

調査対象：小学校5年生と中学校2年生の子どもとその保護者 計10,374人
 調査方法：住民基本台帳から1/4の者を無作為抽出 郵送によるアンケート調査
 調査期間：平成30年11月9日～12月7日

【主な調査結果】

困窮家庭は13.2%

40人学級の場合は困窮家庭の子どもがクラスに5人



子どもの貧困の実態を多面的に把握するため、「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素の回答から調査（東京都などと同じ調査）

2つ以上に該当世帯⇒**困窮家庭**
 1つに該当世帯⇒**周辺家庭**
 該当なし⇒**一般家庭**

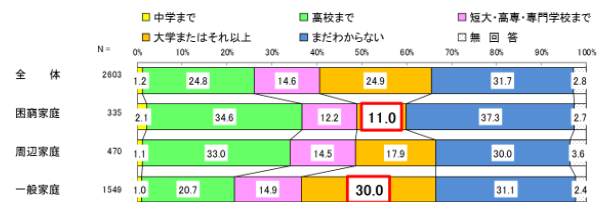
A 低所得	所得が国民生活基礎調査の貧困線（例：親2人子ども1人の三世帯の場合211万円）の基準を下回る世帯
B 家計の逼迫	①電話料金②電気料金③ガス料金④水道料金⑤家賃⑥食料⑦衣類について、経済的理由により支払えなかったことが1つ以上ある世帯
C 子どもの体験や所有物の欠如	海水浴に行く、毎月お小遣いを渡す、学習塾に通わせる、自宅で宿題をすることができる場所がある等の15項目について、欠如している項目が3つ以上ある世帯

将来の進学希望段階と進学可能段階（「進学したい」と「進学できると思う」の違い）（子ども）

将来の進学希望（進学したい）段階



将来の進学可能（進学できると思う）段階



区分	困窮家庭 (%)	一般家庭 (%)
① 平日の朝ごはん（食べない方が多い・食べない）（子ども）	7.5%	2.4%
② カップめん・インスタントめんの摂取量（1週間に2〜3日以上）（子ども）	25.7%	13.9%
③ 自分専用の机（ない・ほしい）（子ども）	20.0%	9.0%
④ 過去1年間に食料を買えなかったこと（よくあった）（保護者）	12.4%	0%
⑤ 過去1年間に子どもを医療機関に受診させなかったこと（あった）（保護者）	26.8%	13.6%
⑥ 自分は価値のある人だと思う（思わない・あまり思わない）（子ども）	46.5%	31.6%
⑦ 親の15歳の頃の暮らし向き（大変苦しかった）（保護者）	19.5%	10.5%

困った時や悩みがある時の相談先（保護者）

相談先	困窮家庭 (%)	一般家庭 (%)
配偶者・パートナー	37.0%	78.4%
親	54.5%	68.4%
兄弟、その他の親戚	29.7%	37.6%
知人や友人	38.1%	44.9%
職場関係者	14.1%	22.8%
学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	6.2%	9.0%
公的機関や役所・役場の相談員	4.0%	4.1%
地域の民生委員・児童委員	0.8%	0.6%
民間の支援団体・電話相談員	1.7%	1.0%
相談できる相手がいない	11.0%	1.4%

- ◆ SOSを出せない子ども・家庭を支援するため、地域で気づき受け止められるような連携が必要
- ◆ 生活の困窮や貧困の連鎖を防止するため、次世代育成や子育て支援の施策をはじめ、総合的な施策の推進が必要

子育て支援

児童手当

中学3年生以下の子どもがいる家庭

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する方に手当を支給します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆所得制限限度額以内の場合
 - 3歳未満 1人につき 月額 15,000円
 - 3歳以上小学校終了前 1人につき月額 10,000円（第3子以降は 15,000円）
 - 中学生 1人につき 月額 10,000円
- 所得制限限度額以上の場合
 - 1人につき 月額 5,000円
- ◆所得制限の限度額は税法上の扶養親族等の数に応じて設定されています。（例 扶養親族等の数が2人の場合の所得制限限度額は 736万円）
- ◆申請先：市町村

子ども医療費助成

対象となる子どもの年齢は市町村により異なります

子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆対象となる子どもの年齢は市町村により異なります。
- ◆所得制限がある場合がありますが、所得制限の基準は市町村により異なります。
- ◆申請先：市町村

放課後児童クラブ

小学生

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の空き教室や児童館等を利用して、安心して生活できる居場所を提供します。

- ◆利用時間、利用料は市町村により異なります。
- ◆申請先：市町村

子育て世代包括支援センター

未就学児の親子

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、保健師等が、妊娠・出産・子育てに関する相談支援と関係機関との連絡調整を行います。

- ◆令和元年11月現在 7市町（弘前市、八戸市、五所川原市、三沢市、黒石市、平川市、鱒ヶ沢町）に設置されています。

鱒ヶ沢町の支援事例

相談があれば必要に応じて関係機関へ紹介しています。複数の部署で支援が必要なケースについては検討会議を行い、支援体制を整えています。

地域子育て支援拠点

未就学児の親子

子育て中の親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行います。保育所、幼稚園、認定こども園などで行われている「一般型」と児童館などで行われている「連携型」があります。

- ◆相談窓口：地域子育て支援拠点（市町村の子育て支援担当課で御確認ください。）

子ども家庭支援センター総合相談

出産、子育てや子ども自身の悩みなど、子どもと家庭に関わる様々な相談に応じます。

- ◆相談窓口：青森県子ども家庭支援センター
017-775-8080

教育支援

就学援助

小学生・中学生

学校生活に係る費用への支援

経済的な理由によって、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品、学校給食費、医療費など学校生活に係る費用の一部を援助します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆申請手続や援助内容は市町村により異なります。
(対象者の例 生活保護受給者、住民税非課税世帯、児童扶養手当受給者など)
- ◆申請先：学校または市町村教育委員会

高等学校等就学支援金

高校生

授業料への支援

高校生の授業料への支援として「就学支援金」を支給します。

※学校において授業料に充てるため、生徒・保護者への直接支給ではありません。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆所得制限があります。
(所得要件は、保護者等の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が507,000円未満である場合)
- ◆申請先：通学している高等学校

高校生等奨学給付金

高校生

授業料以外の教育費への支援

低所得世帯の高校生の授業料以外の教育費負担を軽減するため、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆支給対象は、保護者等及び高校生等が生活保護受給世帯である場合、県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯である場合等の要件があります。
- ◆給付額（年額）の一例

世帯状況	国公立	私立
生活保護受給世帯（全日制・通信制）	32,300円	52,600円
県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯で当該高校生等以外に被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯（全日制）	129,700円	138,000円

- ◆申請先：通学している高等学校

奨学金

高校生・大学生

青森県育英奨学会の奨学金

申請先：青森県育英奨学会（教育庁教職員課内）
017-734-9879

○高等学校等奨学金

学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して学資を貸与します。

貸与月額：18,000円、23,000円、30,000円、35,000円のうち希望する金額

返 還：無利子。貸与終了後1年間据え置き、貸与期間の3倍の期間内で全額返還

○大学入学時奨学金

学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して大学入学時に要する一時的経費（受験費用、転居費用等）を入学前に貸与します。

貸与額：10万円を単位とし、60万円以内の必要な額

返 還：無利子。原則として大学卒業後1年経過後から8年以内で全額返還。ただし、大学卒業後1年以内に県内に居住及び就業（公務員を除く）し、引き続き3年を経過した場合は返還免除。

○大学奨学金

学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して学資を貸与します。（併給不可）

貸与月額：44,000円

返 還：無利子。貸与終了後1年間据え置き、8年間で全額返還。

母子父子寡婦福祉資金

申請先：福祉事務所
(電話番号はP〇〇)

<修学資金月額>

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高校	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円
大学	67,500円	76,500円	81,000円	96,000円

<修学支度資金>

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高校	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円
大学	370,000円	380,000円	580,000円	590,000円

返 還：無利子。卒業後6か月据え置き、20年以内に全額返還

生活福祉資金（教育支援資金）

申請先：市町村社会福祉協議会または青森県社会福祉協議会
017-723-1391

教育支援費	高校	月額35,000円以内
	大学	月額60,000円以内
就学支度費	500,000円以内	

返 還：無利子。卒業後6か月据え置き、20年以内に全額返還

スクールソーシャルワーカー

小学生・中学生・高校生

スクールソーシャルワーカーとは？

いじめ、不登校、暴力行為などの、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられています。

児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）に着目して働きかけを行ったり関係機関と連携・調整を行い課題解決への対応を行っているのがスクールソーシャルワーカーです。

スクールソーシャルワーカーは福祉などの専門的知識・技術を有しています。

スクールソーシャルワーカーの配置場所

◆小学校・中学校

各教育事務所、八戸市、七戸町

◆高校生

青森北斗高校、尾上総合高校、五所川原高校、三沢高校、田名部高校、八戸中央高校
各高校のスクールソーシャルワーカーが各地域の高校も担当しています。

スクールソーシャルワーカーの活動

- 1 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 2 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 3 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 5 教職員等への研修活動

※スクールソーシャルワーカーは、学校の担任等の依頼により行われる場合が多いです。

スクールソーシャルワーカーが関わった事例の紹介（概要を3～4つ程度）

スクールカウンセラー

小学生・中学生・高校生

いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動等に対し、心理面からの支援を行っているのがスクールカウンセラーです。

スクールカウンセラーは、公認心理士・臨床心理士等の専門的な知識を有しており、各小・中学校へ配置・派遣されています。

◆問合先：通学している小学校、中学校、高校

いじめ、不登校、問題行動等の電話相談等

24時間子供SOSダイヤル

教育庁学校教育課
いじめ、虐待、不登校などに関する悩み相談
017-734-9188
0120-0-78310（フリーダイヤル）
対象：児童生徒、保護者、教職員

生徒指導相談

教育庁学校教育課
いじめ、学校教育全般に関する相談
017-722-7434
対象：児童生徒、保護者、教職員

すこやかほっとライン

総合社会教育センター
子どもに関する悩みや家庭教育全般（電話・メール）
017-739-0101
「あおり子育てネット」HP
（パソコン）<http://kosodate-a.net>
（携帯）<http://kosodate-a.net/i>
対象：保護者

教育相談

総合学校教育センター
不登校などに関する相談
017-728-5575 ※留守番電話あり
対象：児童生徒、保護者、教職員
電話相談のほか、来所相談も受け付けています。

生活支援

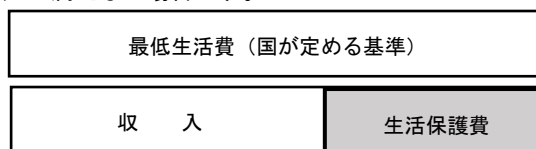
生活保護

生活に困っている方に対して、国が最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力で生活できるように援助する制度です。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆申請を行うと、福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問し、生活に困っている状況など、生活保護を受けるための要件に関する調査を行い、保護が必要かどうかについて決定します。
- ◆申請先：福祉事務所または町村福祉担当課

生活保護の決め方

生活保護が受けられる場合は収入が最低生活費（国が定める基準）に満たない場合です。



世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較して、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給されます。

生活福祉資金

低所得者、障害者及び高齢者世帯を対象として、世帯の経済的自立促進のため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

- ◆貸付対象者は、低所得者、障害者世帯（障害者手帳の交付を受けている者等）、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する低所得世帯）です。
- ◆資金の種類
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金（POO）
不動産担保型生活資金
- ◆申請先：市町村社会福祉協議会または地域の民生委員

たすけあい資金

とりあえず少額のお金が必要になった時に各市町村社会福祉協議会で行っている貸付です。

- ◆制度内容は市町村によって異なりますが、貸付限度額が5万円程度で、無利子、保証人を必要とする場合が多いです。
- ◆申請先：市町村社会福祉協議会または地域の民生委員

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住む所がないなどの生活の「不安」や「心配」の相談について、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

- ◆支援対象者 生活に困りごとを抱えている方（生活保護受給者を除く）
- ◆支援の内容 相談支援、就労支援、家計支援等

居住地域	窓口名	電話	居住地域	窓口名	電話
青森市	青森市自立相談支援窓口	017-723-1340	東地域	東地域自立相談窓口	017-752-1888
弘前市	ひろさき生活・仕事応援センター	0172-38-1260	中南地域	中南地域自立相談窓口	017-774-3234
八戸市	八戸市生活自立相談支援センター	0178-51-6655	三戸地域	三戸地域自立相談窓口	0178-51-8755
黒石市	黒石市自立相談支援窓口	0172-52-9600	西北地域	西北地域自立相談窓口	0173-34-3494
五所川原市	自立相談支援窓口	0173-35-2166	上北地域	上北地域自立相談窓口	0176-62-4879
十和田市	自立支援相談窓口	0176-51-6749	下北地域	下北地域自立相談窓口	017-764-6906
三沢市	生活福祉課	0176-51-8770			
むつ市	生活福祉課	0175-22-1111			
つがる市	つがる市生活相談支援センター	0173-42-5678			
平川市	生活支援ネットワークひらかわ	0172-44-5937			

青森しあわせネットワーク

社会福祉法人が行っている社会貢献活動

県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期発見と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図っています。

◆問合せ先

青森県社会福祉協議会
(青森しあわせネットワーク事務局)
017-723-1391
事務局では支援を行う地域の社会福祉法人を紹介します。

活動内容

- ①総合相談（トータルサポート）
関係機関等との調整、自立支援等の相談支援
- ②経済的援助（ライフサポート）
緊急性を要する生活困窮状態の方への経済的援助
(概ね5万円、現物支給)
- ③食料等の提供（フードサポート）
緊急性を要する生活困窮状態の方への食糧等の提供
- ④就労・社会参加活動の提供（ワークサポート）
- ⑤その他の活動
社会参加や生きがい支援、居場所づくりなど

民生委員・児童委員

地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」をしています。
また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

◆問合せ先：市町村福祉担当課

法テラス青森

多重債務や離婚など身近な法的問題でお困りの方や、犯罪の被害にあわれた方に、法制度や相談窓口など解決のきっかけとなる情報をお知らせしています。

無料法律相談（面接相談）

050(3383)5552（予約電話番号）

※コールセンターに転送されることがあります。

経済的に余裕のない方へ無料で法律相談を行っています。

法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

ハローワーク

ハローワークでは、子育てをしながら就職を希望している方へ、お子様連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制等によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等を実施しています。

◆マザーズコーナー

ハローワーク「マザーズコーナー」（青森・弘前・八戸）では、子育てしながら「働きたい」方（パパ・ママ等）の就職支援を行っています。

子どもと一緒にゆっくり仕事探しができます。求人情報の提供のほか、就職支援、履歴書・職務経歴書の書き方や面接の受け方等についてのアドバイスも受けられます。

また、就職支援セミナーも行っています。

ハローワーク青森マザーズコーナー 017-732-6600

ハローワーク八戸マザーズコーナー 0178-22-8609（41#）

ハローワーク弘前マザーズコーナー 0172-38-8609（43#）

ひとり親家庭向けの支援

市町村が窓口

児童扶養手当

ひとり親家庭で18歳の年度末までの児童を養育する方に手当を支給します。
(児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)

- ◆支給額は所得に応じて異なります。
全部支給 月額42,910円
一部支給は所得に応じて月額42,900円～10,120円
- ◆児童扶養手当の額の算定方法の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◆申請先：市町村

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の児童(18歳の年度末まで)及びその親が医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額について助成します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆所得制限がある場合がありますが、所得制限の基準は市町村により異なります。
- ◆申請先：市町村

福祉事務所が窓口

母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭等が抱えている困りごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。
電話による相談や家庭訪問も行います。

- ◆母子・父子自立支援員は各福祉事務所(市部は青森市、弘前市、八戸市、三沢市のみ)に配置されています。
- ◆県福祉事務所の母子・父子自立支援員は、児童扶養手当受給者の就労・自立支援のため、自立目標や支援内容等を設定し、関係機関との連絡調整や就労支援を行う「母子・父子自立支援プログラム」の策定も行っています。

自立支援教育訓練給付費補助金

就職に有利な資格を取得するために養成訓練や講座を受講した場合、入学料及び受講料の一部を助成します。
(助成限度 一般20万円 専門80万円)

高等職業訓練促進給付費等補助金

就職に有利な資格を取得するために養成機関へ在学する場合、修業期間中(上限3年)の生活費の一部を助成します。
(月額10万円 修業期間の最終12月に限り月額14万円)

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦に対し、経済的自立促進のため各種資金の貸付を行います。

- ◆貸付対象者は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦です。
- ◆資金の種類 技能習得資金、就業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金等
- ◆申請先：青森市の方は青森市福祉事務所、八戸市の方は八戸市福祉事務所、それ以外の方は所管の地方福祉事務所

青森県母子寡婦福祉連合会が窓口

017-735-4152 <https://aomori-kenboren.jimdo.com>

就業相談

家庭状況や職業適性等に関する相談に応じ、必要なアドバイスをします。

就業支援講習会

パソコン講習会のほか、介護職員初任者研修講習会、調理師試験準備講習会を開催し、資格取得を支援します。

就業情報提供

求職活動を支援するため、求人情報を提供します。

日常生活支援事業

保護者が傷病や出張などで一時的に児童の養育が困難になった際、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育をお手伝いします。

子どもの居場所

子ども食堂や学習支援などの地域における子どもの居場所づくりが全国的に増えてきており、県内においてもこのような取り組みが広がってきています。

子どもの居場所とは？

子どもが安心して過ごせる場所

子どもが交流や活動を通していろいろなことを経験して学ぶ場所

子どもや保護者の抱える困難に気づき、支援につなげる場所

子どもだけでなく、多世代が交流を深める地域コミュニティとしての場所

子ども食堂

- ◆運営主体 地域の方やNPO法人など
- ◆活動内容 無料または低料金で子どもたちに食事を提供しています。子どもだけでなく、地域の人々がつながる交流拠点として活動している場合もあります。

※子ども食堂には法律上の定義はありませんが、食事の提供を行う場合は食品衛生法に基づく飲食店の営業許可が必要な場合があります。

学習支援

- ◆運営主体 市町村やNPO法人など
- ◆活動内容 放課後や土日に無料で子どもたちへ学習支援を行っています。先生は教員OBや学生ボランティアであることが多いです。対象は、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもとしている場合、不登校の子どもを対象としている場合、限定しない場合など様々です。学習支援と併せて食事提供を行っているところもあります。

フードバンク

- ◆運営主体 NPO法人など
- ◆活動内容 品質には問題はないけれども廃棄されてしまう食品を生活困窮者等に提供する活動を行っています。子ども食堂の活動において利用されています。

「子どもの居場所」の活動事例 憩いの広場ここまる（五所川原市）

子どもから高齢の方まで年齢問わず、障害を抱える方も参加できる場

月に1回、土曜日の10時から2時までで五所川原市内で活動

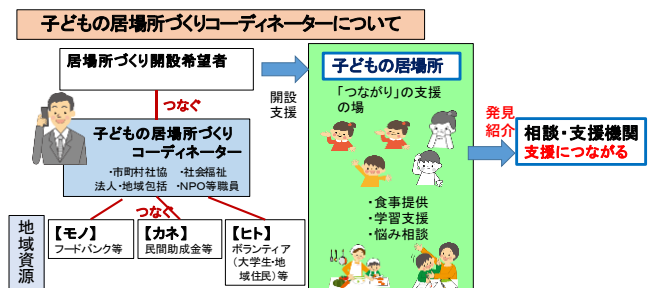
- 子どもが学校と家庭以外に安心して過ごせる場所として、学校の先生、親以外の身近な相談相手となっています。
- 高校生ボランティアと協力し、宿題や勉強のサポートを行っています。
- 高齢者が参加することで多世代間の交流の場、高齢者の生きがいがづくりの場となっています。
- 子どもの保護者に対し、子育て支援を行っています。

写真

子どもの居場所づくりコーディネーター

県では、令和元年度、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所の開設希望者と地域の社会資源（フードバンク、民間助成金、ボランティア等）とを結びつける「子どもの居場所づくりコーディネーター」を養成しました。

お住まいの地域の「子どもの居場所づくりコーディネーター」は下記ホームページに掲載しています。
 <ホームページアドレス掲載>



「みんなの居場所」の情報

青森県社会福祉協議会では、県内で食を通じた居場所づくりを行っている「みんなの居場所」（子どもの居場所だけでなく高齢者や障害者などの居場所づくりを含みます）の活動に関する交流の場づくり、情報の提供・収集、ホームページを活用した情報発信を行っています。

「みんなの居場所」
ホームページアドレス

子ども支援の「教育」と「福祉」の連携の事例

学校と障害福祉サービス事業所の連携

弘前市立第三大成小学校では、朝食を食べてこない児童に、同市の就労継続支援B型施設「ゆいまある」の利用者が作ったパンの提供を行っています。

移動販売用に製造したもののうち、形がくずれたりして商品にならないパンを冷凍して学校に保管し、朝ごはんを食べてこなかった子どもに対し、解凍し提供しています。

核家族化や、保護者の仕事の関係で朝食をとれない子どもが増えてきていることから、子どもが授業に集中できるようにするためにやっているものです。

市町村における福祉と教育の連携

※掲載について調整中

〇〇と〇〇の連携

※第3回会議において御意見を頂戴したいと思います。

※市町村子どもの貧困対策担当課、県・市福祉事務所の電話番号掲載